

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 農地保有合理化事業規程の承認(農政課)
保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
- ◇公 告 消防設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防防災課)
都市計画法による公聴会の開催(都市計画課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)
- ◇正 誤 平成七年四月鳥取県公報第六千六百六十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七十号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人西伯町農村振興公社

西伯郡西伯町大字法勝寺三七七

二 承認年月日

平成七年八月八日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

研修等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

西伯町における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域)

鳥取県告示第五百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一八六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一―八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成7年8月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施区分

区分	対象となる消防設備上の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区分	月 日	時 間	講 習 科 目
第一種	平成7年 10月5日 (木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第二種	平成7年 10月12日 (木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		9時30分から	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

	10月13日 (金)	12時30分まで	
第三種	平成7年 10月6日 (金)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第四種	平成7年 10月13日 (金)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第五種	平成7年 10月12日 (木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

- 3 講習の場所
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 4 受講申請書の受付期間
平成7年8月21日から同年9月12日まで (郵送の場合は、平成7年9月12日の消印があるものに限って受け付ける。)
- 5 受講申請書の提出先
郵便番号 680
鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。
なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局(本部)に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

- (1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)又は鳥取県生活環境部消防防災課(電話0857-26-7063)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成7年8月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公聴会の開催日時及び場所

区 分	日 時	場 所
鳥取都市計画の決定案に係る公聴会	平成7年9月13日(水) 午後2時30分から	鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館

2 公聴会の案件

用途地域に関する都市計画の決定について

3 案件の概要

平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正(平成5年6月25日から施行)により、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域の種類が8種類から12種類になりました。また、同時に各用途地域において建築することができる建築物の用途についても見直しが行われました。

この用途地域の改正に伴い、従来定められていた用途地域を新用途地域に指定替える都市計画の決定を行うものです。

4 公述の申出等

(1) 公述申出書

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

(2) 提出期限

平成7年8月28日(月)(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述人の選定等

同趣旨の意見が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、または意見を述べる時間を制限することができる。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部都市計画課 電話 0857-26-7366、7367

鳥取市尚徳町116

鳥取市建設部都市計画課 電話 0857-22-8111 内線2713

岩美郡国府町大字町屋305-1

国府町建設課 電話 0857-22-0111

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年8月18日

鳥取県公安委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	初心者講習	平成7年9月19日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市統町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
		平成7年9月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市統町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	八橋、米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の管内に 居住する者
		平成7年9月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
経験者講習	経験者講習	平成7年9月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎1階第6 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及 び浜村の各警察署の管内に 居住する者

<p>3 講習時間及び講習課目</p> <p>(1) 講習時間</p> <p>ア 初心者講習 4時間30分</p> <p>イ 経験者講習 3時間</p> <p>(2) 講習課目</p> <p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p> <p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>4 考査</p> <p>初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。</p> <p>5 受講申込手続</p> <p>所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>6 講習受講手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 講習受講手数料</p> <p>ア 初心者講習 5,700円</p> <p>イ 経験者講習 2,200円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>7 携行品</p> <p>筆記用具及び印鑑</p>	<p>号。以下「法」という。)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成7年9月1日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。</p> <p>平成7年8月18日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤</p> <p>○ 法第6条第2項の届出に係るもの</p> <p>1 届出者の氏名又は名称 株式会社ダイイチ</p> <p>2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイイチ米子店 米子市米原11-445外</p> <p>3 現在の店舗面積 1,000㎡</p> <p>4 増加しようとする店舗面積 659㎡</p> <p>5 店舗面積を増加する日 平成8年1月8日</p>
<p>雑 報</p>	
<p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109</p>	

正 誤

平成七年四月二十五日付鳥取県公報第六千六百六十八号五頁上段終わりから一行目の次に次のように加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】